

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

川崎市は首都圏の中央部に位置するという地理的条件を生かしながら、ものづくりを中心に多様で幅広い産業が集積し、日本を代表する様々な企業が成長するなど、日本有数の産業都市として発展してきた。また、2017年4月には人口が150万人を突破し、2030年まで増加傾向が予測されるなど、今なお成長を続けている。

こうした成長を牽引してきたのは市内企業の大多数を占める中小企業者であり、社会経済環境の大きな変化に対応しながら、工業、商業、サービス業など様々な分野において、地域経済の発展に大きく貢献してきた。

一方で、中小企業者を取り巻く現在の状況は、経済のグローバル化に伴う企業間競争の激化、人口減少や少子高齢化等の構造的変化、さらには社会変革を伴うような様々な技術革新等により、大きな変動期を迎えている。また、市内中小企業者の多くは人手不足、後継者不足等の課題を抱えるなど、新規の設備投資に対する意欲の低下を招く状況に直面している。

このような状況に対応するため、市内中小企業者のIT活用や設備投資の促進を通じ、生産性を向上させることにより、国内外への競争力を強化し、人手不足等の諸課題に対応した事業基盤を構築するとともに、持続的発展を促すことが必要である。

(2) 目標

市内中小企業者が先端設備等の導入を果たすことで、日本有数の産業都市として、さらなる経済発展を目指す。

その実現のための目標として、計画期間内における先端設備等導入計画の認定件数について、100件以上を目標にする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本市の産業は、多岐に渡り、幅広い業種が市内の経済、雇用等を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

本市は、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

本市の産業は、工業、商業、サービス業等の様々な業種が市内の経済、雇用等を支えており、これらの業種で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。また、生産性向上に向けた事業者の取組は、自動化の推進、IT導入による業務効率化、エネルギー効率化の推進など、多岐にわたる内容が見込まれる。したがって本計画においては、労働生産性が年平均3%以上の向上に資すると見込まれる全業種の全事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の期間は3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・ 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ・ 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ・ 計画認定後、認定事業者に対して計画に基づく取組の進捗状況の報告を求めることがあるとともに、事業成果の普及等を目的とするヒアリングや成果発表等への協力を依頼する場合がある。